

## 第1回 辰野町地域公共交通会議 議事録

### ●概要

日 時：平成25年6月21日(金) 13:30～15:00

会 場：辰野町役場 第6会議室

協議事項：(1)平成24年度決算報告について  
(2)監査報告について  
(3)辰野町地域公共交通会議設置要綱の改正並びに財務規程及び事務局規程の  
廃止について  
(4)平成25年度辰野町生活交通ネットワーク計画にもとづく運行実績について  
(5)平成26年度辰野町生活交通ネットワーク計画について  
(6)辰野町の公共交通利用率向上のための新たな施策について  
(7)辰野町デマンド型乗合タクシー運行事業における事業用自動車の併用について  
(8)その他

### ●質疑内容：

報告事項：(1)平成24年度決算報告について

- ・資料1に沿って、事務局より報告
- ・質疑応答なし → 承認

### ●質疑内容：

報告事項：(2)監査報告について

- ・資料2に沿って、監事 民生児童委員協議会 田中琴子氏より報告
- ・承認される → 承認

### ●質疑内容：

協議事項：(3)辰野町地域公共交通会議設置要綱の改訂並びに事務局規程及び事務局規程  
の廃止について

- ・資料3に沿って、事務局より説明
- ・質疑応答なし

### ●質疑内容：

協議事項：(4)平成25年度辰野町生活交通ネットワーク計画にもとづく運行実績について

- ・資料4に沿って、事務局より説明
- ・質疑応答は、以下のとおり。

【質疑応答】

(敬称略)

民生委員(林会長)	● 公共交通の運行は非常にありがたい。
社会福祉協議会 (高木会長) 会長(町長)	● 社協での利用者が少なくて残念。 ● 町議会一般質問で問題になったところについて、まちなかから居住地側(病院)へ行くことができないのはなぜか。
事務局長 (山田課長)	● 本システムでは逆方向の運行はできない。利用はまちなかから居住地側も考えられるが、H23・24年度公共交通会議で住民アンケートを取り、1番需要の多い方法にした。デマンド型タクシーがすべてに対応すると、タクシー会社と競合してしまう。要望が多くなれば検討していく。
会長(町長)	● 「まちなか側から居住地側(病院)へ」の説明がほしい。
事務局長 (山田課長)	● このシステムは、居住地側からまちなかへ運行するが、逆にまちなかの方が居住地側の病院に行きたいという要望。

● 質疑内容：

協議事項：(5)平成26年度辰野町生活交通ネットワーク計画について

- ・資料5に沿って、事務局より説明
- ・質疑応答は、以下のとおり。

【質疑応答】

北陸運輸支局	● 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】は事業的に終わっていて、今年には計画がないということですか。
事務局(殿内)	● 昨日運輸局へ相談しました。減価償却については5年間補助金をもらっているので当初と同じような内容で記載した。

→承認

● 質疑内容：

協議事項：(6)辰野町の公共交通利用率向上のための新たな施策について

- ・資料6(辰野町乗合タクシー利用登録者優待事業、運転免許自主返納者割引制度の導入について)に沿って、事務局より説明
- ・質疑応答なし → 承認

● 質疑内容：

協議事項：(7)辰野町デマンド型乗合タクシー運行事業における事業用自動車の併用について

- ・資料に7に沿って、事務局より説明
- ・質疑応答は、以下のとおり。

会長（町長）	● デマンド乗合タクシーを使用しないとき、空いた時間帯を区切って、事業車両に併用したい。
辰野タクシー （飯沢社長）	● 特措法が平成 21 年より施行され、これ以上車両を増やすことができない。今の台数で 1 台をデマンド型乗合タクシーに利用してしまうと、稼働率が低下してしまう。支局の見識としても 90% 以上は稼働しなさいといった一つのものさしがある。そのため、条件のあったなかでタクシー事業との併用をお願いしたい。
会長（町長）	● 条件はあるのか。
事務局（一ノ瀬）	● デマンド型乗合タクシーはマグネット式の〈ぴっかりちゃんマーク〉をつけて運行しているが、一般業務時は必ずはずして運行し、管理をしっかりとる。
会長（町長）	● 条件的にはできるか。
辰野タクシー （飯沢社長）	● 黄色の回送マークで表示するので、そのときはお客様を乗せることはできない。そのあたりも社員教育してある。
会長（町長）	● 〈ぴっかりちゃんマーク〉をはずして、デマンド型乗合タクシーをタクシー事業との併用の許可をしてもらえるか。
	● 承認
事務局（一ノ瀬）	● 配車計画は町で立てている。タクシー会社には 100% 計画を受けてもらい、ワゴン車を優先しながら、効率的に 2 台併用して運行している。
辰野タクシー （飯沢社長）	● 道路状況や天候が悪いときを考えて、ワゴン・セダンの利便性を活用し、余裕をもって運行計画をたててほしい。
事務局（山田課長）	● 高齢者の利用が多いので乗り方について、わかりやすく説明はしているが、わかりにくい点もある。理解してもらうために、広報たつの（9月号）で特集を組みたい。また、ほたるチャンネルでコマercialなどを利用したい。区長・各種団体長の方々にピーアールしてほしい。町では出前講座をするので機会を設けてほしい。

● 質疑内容：

： (8) その他

・ 質疑応答なし

## 平成24年度辰野町地域公共交通会議歳入歳出決算書

## 《歳入の部》

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1負担金	1負担金	1負担金	1町負担金	300,000	300,000	0	辰野町負担金
2補助金	2補助金	2補助金	1国補助金	0	0	0	
3繰越金	3繰越金	3繰越金		317,641	317,641	0	前年度繰越金
4諸収入	4諸収入	4諸収入		359	148	▲ 211	預金利息
合計				618,000	617,789	▲ 211	

## 《歳出の部》

(単位:円)

款	項	目	節	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1運営費	1会議費	1会議費	1報酬	240,000	219,000	▲ 21,000	委員報酬
			8報償費	0	0	0	
			9旅費	0	0	0	
	2事務費	1事務費	11需用費	20,000	35,476	15,476	消耗品
			12役務費	8,000	9,035	1,035	郵送料、手数料
			14使用料及び賃借料	0	7,500	7,500	住民懇談会会場使用料
2事業費	1事業費	1事業費	13委託料	350,000	346,500	▲ 3,500	生活交通ネットワーク計画事業実施支援業務
3返還金	1返還金	1返還金	1町への返還金	0	278	278	町負担金の返還金
合計				618,000	617,789	▲ 211	

歳入合計 617,789 円

歳出合計 617,789 円

差引金額 0 円

上記のとおり決算いたしました。

平成25年6月21日

辰野町地域公共交通会議

会長 矢ヶ崎 克彦

## 平成24年度 辰野町地域公共交通会議会計監査報告書

平成24年度辰野町地域公共交通会議会計について、諸帳簿、収支決算書、預金通帳及び関係書類に基づき監査した結果、適正であることを認めたのでここに報告します。

### 1. 監査期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

### 2. 監査年月日

平成25年6月20日

### 3. 監査対象

平成24年度 辰野町地域公共交通会議会計

平成25年6月20日

監 事

監 事

## 辰野町地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、辰野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 町長

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(4) 住民又は利用者の代表者

(5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者

(6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は町長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

## (協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 平成 25 年度辰野町生活交通ネットワーク計画の概要

平成 24 年 6 月 20 日の辰野町地域公共交通会議において、「町営バス川島線運行事業」及び車両購入のための計画が承認されました。

平成 24 年 12 月 14 日の辰野町地域公共交通会議において、「辰野町乗合タクシー運行事業」及び「町営バス飯沼線」の車両購入を追加した計画変更が承認されました。

平成 25 年 3 月 28 日に同計画の変更認定及び「地域公共交通確保維持改善事業」の補助が内定されました。

## ■路線ごとの運行開始時期、運行方針

● 町営バス川島線	H24. 10 開始
<p>① 辰野病院の移転への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯（通勤・通学対応/通院・買物対応）により、路線を変更し、辰野病院の移転に対応する。</li> </ul>	
<p>② 交通空白地域の移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日2便（上下1便）、交通空白地域である源上地区まで延伸し、移動手段を確保する。</li> <li>・唐木沢地区の集落を經由し、移動手段を確保する。</li> </ul>	
<p>③ 鉄道との接続をはかり、利便性の向上をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で鉄道との接続をはかり、利便性を向上させる。</li> <li>※ 源上地区や辰野病院への延伸、鉄道との接続を重視させ利便性を向上させるため、運行時間の都合上、運行本数を減便する。</li> </ul>	
<p>④ 車両取得：25人乗り小型車両(ヒノリエット2) 1台</p>	
<p>⑤ 料金改定：最高運賃600円 ⇒ 400円に減額</p>	
<p>⑥ 利用者数：13,979人(H23年度) ⇒ 15,500人(H27年度)      収支率：42.9% ⇒ 45.4%</p>	
● 町営バス飯沼線	H24. 10 開始
<p>① 辰野病院の移転への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、川島線との接続をはかり、辰野病院までの移動手段を確保する。</li> </ul>	
<p>② 交通空白地域の移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通空白地域である藤沢地区、押野地区を經由した路線とする。</li> </ul>	
<p>③ 鉄道との接続をはかり、利便性の向上をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲で鉄道との接続をはかり、利便性を向上させる。</li> </ul>	
<p>④ 車両取得：14人乗り小型車両(ハイエスコムター) 1台</p>	
<p>⑤ 料金改定：最高運賃330円 ⇒ 200円に</p>	
<p>⑥ 利用者数：4,041人(H23年度) ⇒ 4,850人(H27年度)      収支率：21.3%⇒24.4%</p>	

## 運行予定者：辰野町

## 確保維持事業に要する国庫補助金額／年間

〔川島線〕地域内フィーダー：2,318千円

〔飯沼線〕地域内フィーダー：798千円



## ●乗合タクシー（デマンド運行） H25.4月開始

### 【デマンド運行の目的】

交通空白地域でも、町中心部（役場付近）での通院・買物・用足し（行政・金融手続き）が自立的にできるようにする。

### 【デマンド運行の対象者】

公共交通の対象者（登録可能者）は、川島線・飯沼線沿線を除く地域の全てとする。

（宮所地域から南の竜東及び竜西地域）

### 【デマンド運行の内容】

ア) 車両数：2台（ワゴン車、セダン車）

イ) 乗降場所：バス停 to バス停

#### 【行きの乗車地点】

居住地集落の公民館、集会所、利用登録者の集中状況により効果的に設置

特別優先地区：地区内に概ね100mおきに設置　それ以外：主要道路に沿って概ね500mおきに設置

#### 【行きの降車地点】（主に役場付近の「まちなか」16箇所）

公共施設（役場等）、医療機関（辰野病院、その他の医院等）、老人福祉センター、金融機関（銀行、郵便局、JA）、商業施設（大型スーパー等）、交通結節点（駅等）に歩いて行ける範囲に、効率的に設置する。

ウ) 便数：3便（3回の外出機会）

エ) 運行日/時間帯：平日のみ/8時30分～14時30分

オ) 運賃：定額制（1乗車につき300円の間で設定）、障がい者・小学生以下1/2、回数券

カ) 予約受付センターの運営は行政が行う

### 【デマンド運行の方法】

① 事前登録：対象地域の方のみ登録可能 ⇒ 役場に書類を提出  
（登録がない人は、対象地域でも利用できない）

② 利用予約：2週間前から前日までに予約（それ以外の地区：前運行日の午後のみ）

③ 運行

- ・ 運行経路は、予約が入るたびに、最短ルートを設定しなおす。
- ・ 運行開始時刻は、最終目的地への到着時刻から逆算して決める（毎回同じ時刻に出発するわけではない）。
- ・ 予約数が増え、決められた運行時間（30分）をオーバーした場合は、次の便を利用するなどを促す。
- ・ 利用者には、大まかな到着時刻を伝えておき、15分程度の時間の前後は許容していただく。

### 【事業の目標】

① 交通空白人口：4,300人（H24年度）⇒ 0人（H25年度）

② 利用者数：推計値では約2,928人/年

③ 収支率：推計値では運賃収入が約1,531千円/年

### 【運行予定者】

幅員が狭いなどの地域特性に鑑み、地域を熟知している辰野タクシー(株)を運行予定者とした。

**運行予定者：辰野タクシー株式会社**

**確保維持事業に要する国庫補助金額/年間**

**〔デマンド型乗合タクシー〕地域内フィーダー：1,941千円**

## 平成23年度 町営バス飯沼線運行実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗車人数	276	305	414	390	295	321	345	347	307	334	425	274
一日平均乗車人数	16.2	17.9	18.8	20.5	15.5	16.1	17.3	17.4	16.2	18.6	20.2	13.0

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行日数	17	17	22	19	19	20	20	20	19	18	21	21

(単位:人)

年間合計利用者数	4,033
----------	-------

(単位:人/日)

一日平均利用者数	17.31
----------	-------

(単位:日)

年間合計運行日数	233
----------	-----

## 平成24年度 町営バス飯沼線運行実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗車人数	251	303	313	280	228	324	320	362	366	334	370	268
一日平均乗車人数	12.6	14.4	14.9	13.3	12.0	17.1	14.5	17.2	19.3	17.6	19.5	13.4

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行日数	20	21	21	21	19	19	22	21	19	19	19	20

(単位:人)

年間合計利用者数	3,719
----------	-------

(単位:人/日)

一日平均利用者数	15.43
----------	-------

(単位:日)

年間合計運行日数	241
----------	-----

## 平成23年度 町営バス川島線運行実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗車人数	1,096	1,213	1,416	1,252	1,292	1,266	1,284	1,140	1,165	965	1,008	882
一日平均乗車人数	43.8	52.7	54.5	50.1	51.7	52.8	51.4	47.5	48.5	42.0	42.0	33.9

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行日数	25	23	26	25	25	24	25	24	24	23	24	26

(単位:人)

年間合計利用者数	13,979
----------	--------

(単位:人/日)

一日平均利用者数	47.55
----------	-------

(単位:日)

年間合計運行日数	294
----------	-----

## 平成24年度 町営バス川島線運行実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗車人数	1,080	1,119	1,139	1,123	982	1,091	1,044	1,009	903	807	810	786
一日平均乗車人数	45.0	46.6	43.8	44.9	42.7	47.4	40.2	42.0	39.3	35.1	35.2	31.4

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運行日数	24	24	26	25	23	23	26	24	23	23	23	25

(単位:人)

年間合計利用者数	11,893
----------	--------

(単位:人/日)

一日平均利用者数	41.15
----------	-------

(単位:日)

年間合計運行日数	289
----------	-----

## 辰野町デマンド型乗合タクシー 運行実績

(登録状況・利用状況)

## 1. 登録状況

停留所設置箇所数

地区	設置箇所数	(まちなか停留所)	割合
宮所	2		1.8%
小横川	7		6.2%
宮木	13	(5)	11.5%
新町	7	(1)	6.2%
羽場	4		3.5%
北大出	17		15.0%
樋口	10		8.8%
赤羽	12		10.6%
沢底	11		9.7%
平出	16	(3)	14.2%
下辰野	7	(5)	6.2%
上辰野	7	(2)	6.2%
計	113	(16)	100.0%

\* 内、まちなか停留所16箇所を含む。

\* 居住地側停留所 97箇所

登録者地区別および男女構成

(単位:人)

	地区	男	女	合計	割合
1	羽場	9	14	23	5.1%
2	北大出	23	45	68	15.1%
3	新町	13	18	31	6.9%
4	宮木	10	19	29	6.5%
5	宮所	2	4	6	1.3%
6	小横川	8	14	22	4.9%
7	上辰野	8	14	22	4.9%
8	下辰野	3	9	12	2.7%
9	平出	2	8	10	2.2%
10	上平出	14	23	37	8.2%
11	上野	5	11	16	3.6%
12	沢底	12	36	48	10.7%
13	赤羽	28	56	84	18.7%
14	樋口	14	27	41	9.1%
	合計	151	298	449	100.0%

年代別登録者数

(単位:人)

年代	性別	男	女	合計	割合
0歳~20歳		3	3	6	1.3%
20歳代		0	3	3	0.7%
30歳代		0	6	6	1.3%
40歳代		5	4	9	2.0%
50歳代		5	10	15	3.3%
60歳代		19	31	50	11.1%
70歳代		51	116	167	37.2%
80歳代		64	115	179	39.9%
90歳代		4	10	14	3.1%
		151	298	449	100.0%
男女比率		33.6%	66.4%		

(考察)

1. 停留所設置箇所数
  - ・居住地側では、北大出、平出、赤羽の順に多い
2. 登録者地区別及び男女構成
  - ・女性が66%を占める
  - ・地区別では北大出、赤羽、沢底の順に多い
3. 年代別登録者数
  - ・80歳代が39.9%で最も多く、次いで70歳代が続く

## 2. 利用状況

### 月別・便別利用状況

4月

(単位:人) 稼働日 21日

	行き				帰り				合計	(男)	(女)	1日平均
	1便	2便	3便	行き計	1便	2便	3便	帰り計				
4月 合計	75	53	9	137	18	35	40	93	230	(44)	(186)	10.95
									100%	19%	81%	

5月

(単位:人) 稼働日 21日

	行き				帰り				合計	男	女	1日平均
	1便	2便	3便	行き計	1便	2便	3便	帰り計				
5月 合計	69	58	27	154	33	30	29	92	246	66	180	11.71
									100%	27%	73%	

(考察)

- ・5月の1日平均乗車数が増加し、男性の伸び率が高い
- ・5月になると各便の平準化が見られるが、3便が少なめ

### 利用頻度利用状況

4月・5月

(単位:人)

回数	1回	2回	3回～5回	6回～9回	10回以上	20回以上	合計
人数	26	19	21	18	9	2	95
割合	27.4%	20.0%	22.1%	18.9%	9.5%	2.1%	100%

☆ 2ヶ月間のうち利用した方は、95人

☆ 利用者のうち 45人は<1回～2回>の利用で全体の47.4%を占めている

☆ 10回以上 9人

☆ 20回以上 2人

### 4月・5月 曜日別利用状況

(単位:人)

曜日	(行き)居住地 ⇒ まちなか			(帰り)まちなか ⇒ 居住地			合計
	8:30	9:45	12:45	10:30	11:45	14:00	
月曜日	17	15	1	4	7	10	54
火曜日	21	27	5	6	18	9	86
水曜日	40	23	14	26	11	19	133
木曜日	30	32	10	11	18	11	112
金曜日	36	14	6	4	11	20	91
合計	144	111	36	51	65	69	476

(考察)

- ・水、木曜日が多く、月曜日が少ない
- ・行き便は第3便が少ない
- ・帰り便は平均的な利用が見られる

## 4月・5月 利用年代別 乗車人数

(単位:人)

月 \ 年代	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~	合計
4月	24	2	18	73	57	43	13	230
5月	44	5	9	49	72	58	9	246
合計	68	7	27	122	129	101	22	476
割合	14.3%	1.5%	5.7%	25.6%	27.1%	21.2%	4.6%	100.0%

(考察)

- ・75歳から89歳までの利用者が多く、全体の73.9%を占める

## 4月・5月 運賃種別 乗車人数

(単位:人)

月 \ 種別	障がい	小学生以下	一般	合計
4月	68	0	162	230
5月	64	0	182	246
合計	132	0	344	476
割合	28%	0%	72%	100%

(考察)

- ・利用割合は一般7割、障がい者3割
- ・小学生以下の利用は皆無

## 目的地別利用者数

4・5月

(単位:人)

目的地 \ 行・帰	行きの目的地	帰りの乗車地	合計	割合
駅	4	2	6	1.3%
病院	195	117	312	65.5%
商業施設	40	48	88	18.5%
金融機関	16	10	26	5.5%
行政施設	33	8	41	8.6%
福祉施設	3	0	3	0.6%
合計	291	185	476	100.0%

(考察)

- ・病院利用者が65.5%と最も多い。次いで商業施設18.5%となっている
- ・行きの行政施設利用者が商業施設などに移動して帰るケースがあるのではないかと

## 苦情や問い合わせなどの内訳

苦情などの内容	件数
予約時手続ミスが起因する苦情(町)	5
タクシーに起因する苦情(遅延、配車ミス)	8
利用者の都合、理解不足	7
システム改善要望	7
一般的問い合わせ	3

# 辰野町生活交通ネットワーク計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成25年6月 日

(策定団体名) 辰野町

生活交通ネットワーク計画の名称

辰野町 地域生活交通ネットワーク計画 (3ヵ年、平成25年10月～平成28年9月)

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

辰野町は東西と北を山に囲まれ、北東から南にかけて流れる天竜川によって開けた平地と天竜川の支流により作られた谷から形成されており、公共交通を効率的に運行することが難しい地域である。

人口は昭和60年をピークに緩やかに減少をし続ける一方で、高齢化率は一貫して上昇傾向にあり、県内でも高齢化が顕著な地域といえる。

このような地勢的・人口構造的特徴を持つ辰野町には、現在町営バス2路線とJR中央線、JR飯田線が運行している。また、鉄道に関しては町内に6つの駅があり、恵まれた状況と言えるが、町営バスが運行するエリアが狭く、駅までのアクセスが限られていることなどから、総合的な公共交通の利便性は低い地域ともいえる。

このような状況において、多くの住民は、専ら自家用車を「生活の足」として利用しており、公共交通が衰退する典型的な構造を有している。それを裏付けるように、平成22年3月に伊那バス株式会社が運行する伊那本線が廃止となり、民間事業者が運行する路線が一切ない状況となっている。これによって、町の東側には大規模な交通空白が生じている。

公共交通の弱体化は、高齢者を中心とした交通不便者の生活利便性を低下させ、移動手段を持たないが故に、通学や通院先など生活上の選択肢を制限せざるを得ない状況になる。また、高齢化が進む中、公共交通がない故に危険を冒しながら自家用車を運転する高齢者が増えることも予想される。

今後のさらなる高齢化社会を見据えると、住民が安心して生活していくため地域公共交通の必要性は高く、地域社会の持続性を担う重要なかつ基本的な社会インフラといえる。

よって、町営バス川島線、飯沼線の運行を行うとともに、平成25年4月から開始したデマンド型乗合タクシーの運行により、地域における移動手段の確保・維持を図ることが必要不可欠といえる。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

路線名	H24年度実績 利用者数(人)	H28年度目標 利用者数(人)	H24年度実績 収支率(%)	H28年度目標 収支率(%)
町営バス川島線	11,893	12,427	38.47	40.20
町営バス飯沼線	3,719	4,218	18.96	21.51
乗合タクシー	2,928 (推計値)	3,294	17.52	20.44

## (2) 事業の効果

町営バス川島線、飯沼線及びデマンド型乗合タクシーの運行を維持することにより、日常生活に必要な通院・買物等の移動手段が確保されるとともに、平成24年10月に移転新築した辰野病院への移動も利便性が高まる。さらに、鉄道とのアクセスを高め、町外への移動や、町外者の辰野町内での移動もしやすくなる。

これらの効果をふまえ、利用者数の増加に伴う運賃収入の増加を図り、収支の向上を図ることで、将来的にも持続可能な地域公共交通として存続していく。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

### 【町営バス】

運行系統名	系統区間	運行事業者
川島線	辰野町役場 ⇒ 中谷	辰野町
飯沼線	小野駅前 ⇒ JA支所前	

### 【デマンド運行】

運行系統名	運行区域	運行事業者
デマンド型 乗合タクシー	伊那富、中央、樋口、赤羽、沢底、平出、辰野	辰野タクシー 株式会社

※デマンド型乗合タクシー運行事業者は平成24年12月14日地域公共交通会議にて決定。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。

## 7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」及び、交通空白地帯であることを示す地図を添付。



**8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

[川島線]

町営バス川島線の車両は、耐用年数を上回る6年を経過している。川島線は多いときで20名近くが利用し、平成24年度10月からは巡回型の運行に変更したことにより更なる利用者の増加を見込むとともに幅員が狭い谷筋の道路等も多いことから、安全性を担保するために平成25年3月に車両減価償却費等国庫補助金の活用をして車両（27人乗りのマイクロバス）の更新を行った。

[飯沼線]

町営バス飯沼線の車両は、耐用年数を上回る12年を経過している。飯沼線は、多い時で9名近くが利用し、平成24年度10月からは巡回型の運行に変更したことにより更なる利用者の増加を見込むとともに幅員が狭い谷筋の道路等も多いことから、安全性を担保するために平成25年3月に車両減価償却費等国庫補助金の活用をして車両（14人乗りの小型車両ハイエース通勤用）の更新を行った。

**9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

安全・安心の確保とともに、維持管理経費の節減につなげる。

**(2) 事業の効果**

川島線・飯沼線の車両を更新したことで、川島線を利用する川島、上島、唐木沢、今村、上辰野、下辰野地区及び、飯沼線を利用する小野地区の住民の日常的な移動の足を確保することができるとともに、安心してバスを利用することもできるようになる。また、特に路線の変更を行うまちなかの地区においても、バス車両が刷新されることで、路線変更に対するPR効果も期待でき、新たな利用者の発掘に繋がると考えられる。

**11. 公共交通会議の開催状況と主な議論**

#### (公共交通会議)

- ・平成 23 年 11 月 16 日 (第 1 回) 協議会設立、事業内容について協議 等
- ・平成 23 年 12 月 16 日 (第 2 回) 業務の進め方、町民アンケート調査の方法 等
- ・平成 24 年 2 月 4 日 (第 3 回) 調査結果の共有 等
- ・平成 24 年 3 月 19 日 (第 4 回) 辰野町地域公共交通ビジョン
- ・平成 24 年 6 月 20 日 (第 5 回) 生活交通ネットワーク計画 承認
- ・平成 24 年 10 月 30 日 (第 6 回) デマンド型乗合タクシーの運行方法及び運行業務委託事業者の選定
- ・平成 24 年 12 月 14 日 (第 7 回) 運行事業者の決定、生活交通ネットワーク計画の変更
- ・平成 25 年 6 月 21 日 (第 1 回) 生活交通ネットワーク計画 承認等

#### (幹事会)

- ・平成 24 年 3 月 2 日 (第 1 回) アンケート調査結果の共有、辰野町における公共交通のあり方
- ・平成 24 年 5 月 28 日 (第 2 回) 交通空白を埋める公共交通整備の方針
- ・平成 24 年 6 月 13 日 (第 3 回) 川島線、飯沼線の改善方法、デマンド運行の方法について
- ・平成 24 年 18 月 31 日 (第 4 回) 生活交通ネットワーク計画事業実施支援業務委託デマンド運行の方法について
- ・平成 24 年 10 月 23 日 (第 5 回) デマンド型乗合タクシーの運行方法、業務委託事業者の企画提案審査要領について
- ・平成 24 年 11 月 27 日 (第 6 回) 運行業務委託事業者の選定、デマンド型乗合タクシーの運行方法について

## 1 2. 利用者等の意見の反映

平成 24 年 1 月に全住民を対象にしたアンケート調査を実施し、全住民の移動実態及び公共交通維持に対する意識を把握した。また、平成 24 年 4 月には、生活交通ネットワーク計画のパブリックコメントを実施し、広く住民からの意見を募集するとともに、平成 24 年 5 月には、小学校区単位での住民意見交換会を実施し、地域の声を直接把握した。

これら住民の意見を反映し、同時期に策定した「辰野町地域公共交通ビジョン」を実現するための実行力のある事業を立案した。

平成 24 年 8 月には、新たな公共交通であるデマンド型運行について、交通空白地域の住民に対する説明会を実施し、理解を深めた。また、まちなかに予定する停留所施設に対するアンケートを実施し、設置への協力を求めた。

平成25年4月から運行開始のデマンド型乗合タクシーについて、利用者からの電話等による意見や質問について集約しており、4月から5月までに28件の問い合わせをいただいている。今後はいただいた意見を地域公共交通会議にて検討し利用者に満足いただけるような事業を実施していく。

また、商工会や地元商店の協力を得ながら利用者優待事業を実施するなど利用者のニーズに答えるような事業を実施していく。

## 1 3. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	辰野町
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人長野県バス協会、 <u>運行事業者</u> 、長野県タクシー協会、東日本旅客鉄道株式会社、伊那警察署、伊那建設事務所、上伊那地方事務所
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	辰野町商工会、辰野町社会福祉協議会、民生児童委員協議会、辰野町老人クラブ、P T A 連合会、辰野町女性団体連絡協議会、辰野高等学校、利用者代表等

□項目番号 5, 6 は、本計画に不要な項目であったため削除した。

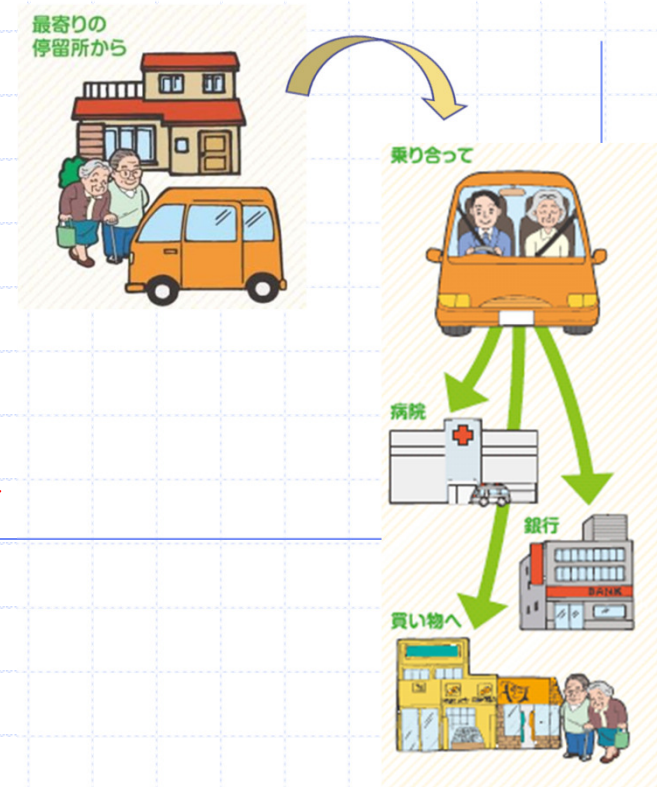
【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地  
(所 属) まちづくり政策課まちづくり係  
(氏 名) 上級係員 殿内 博信  
(電 話) 0 2 6 6-4 1-1 1 1 1 (内線 2221)  
(e-mail) tyakuba@town.tatsuno.nagano.jp

# 辰野町乗合タクシー 利用登録者優待事業

(町営バス回数券・定期券購入者含む)

～ **高齢者の地域活動を  
応援しよう** ～



# 制度のしくみ

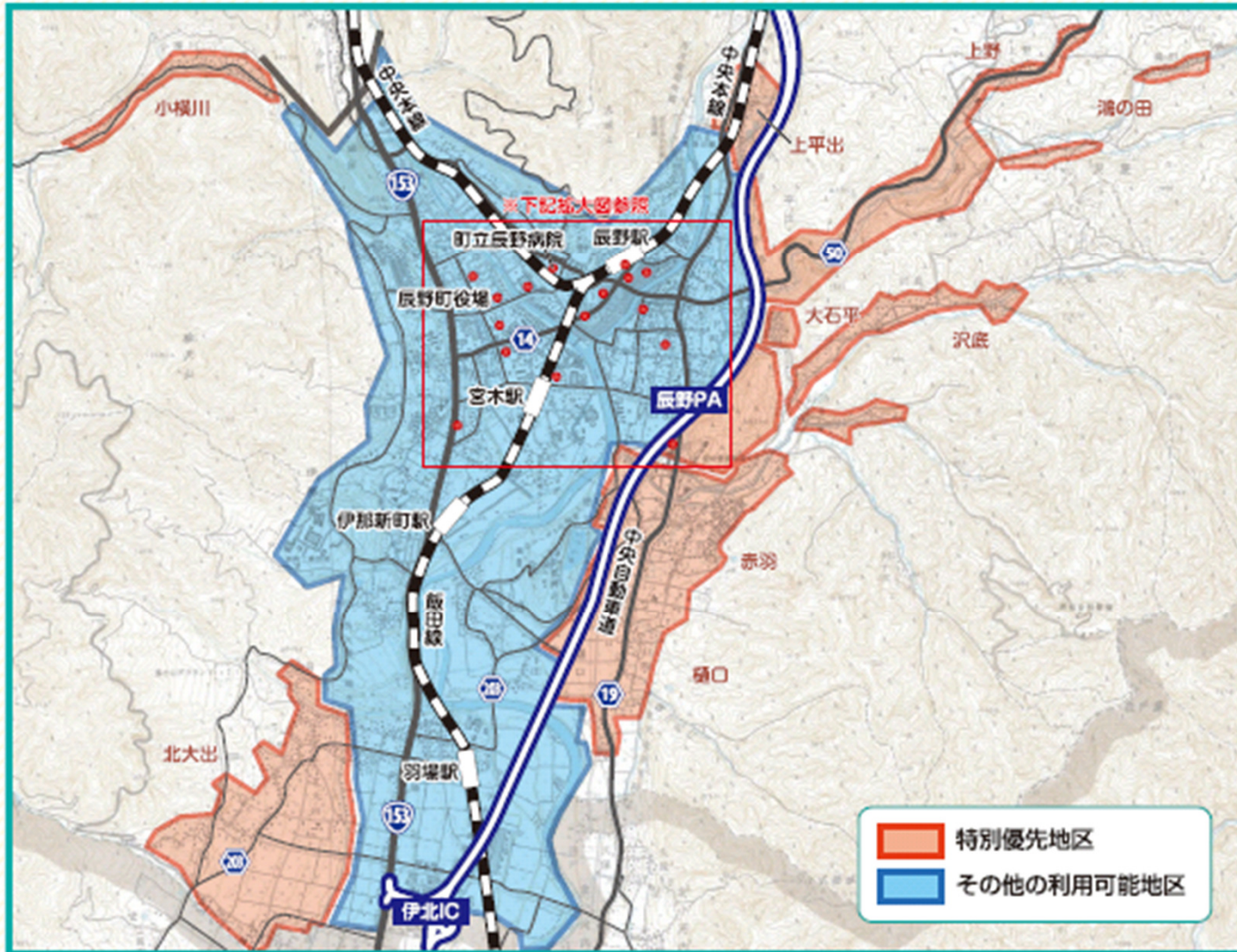
- ◆ 辰野町乗合タクシー利用登録者に、町から「利用者登録カード」が配付されます。
- ◆ 町営バス川島線・飯沼線利用者が回数券を購入する際に「サービス利用券」が配布されます。
- ◆ 協賛店舗でこのカード・利用券を提示すれば、店舗ごとに定められた各種優待（商品の割引、ドリンクサービスなど）を受けることができます。
- ◆ このサービスは「まちなか乗降地点(停留)」周辺の協賛店舗におけるサービスです。

# 目的

- ◆公共交通の利用促進を図ります
- ◆多くの企業や店舗に協賛をいただきながら、地域全体で高齢者を応援する地域づくりを進めることができます
- ◆辰野町の「まちなか」＝「中心市街地」の商業を活性化する一助になることが期待されます

# まちなか停留所周辺

## 利用対象地区(居住地)



# まちなか停留所周辺拡大図

## まちなかの乗降地点(停留所)



駅	辰野駅
病院	町立辰野病院 土屋医院 古村医院 上島医院 新田内科クリニック 東野医院
商業施設	アップルランドデリシア辰野店 ニシザワ辰野食彩館 ときめきの街 JA上伊那辰野基幹支所 辰野郵便局
金融機関	八十二銀行辰野支店 アルプス中央信用金庫辰野支店
行政施設	辰野町役場
福祉施設	辰野町老人福祉センター



# 優待事業の実施主体

- ◆辰野町・辰野町地域公共交通会議
- ◆辰野町商工会
- ◆辰野ほたるシール協同組合
- ◆まちなか停留所周辺の協賛店舗
- ◆交通事業者

上記各団体が協働して行う

# 制度のイメージ



企業・店舗

協賛  
申込

協賛ポスターの配布

利用者登録証提示

サービス利用券回収

優待サービス提供

- ・商品の割引
- ・ポイントカードの割増
- ・ドリンクなどの無料サービス
- ・無料休憩場所の提供、など



乗合タクシー  
利用登録者

制度・協賛店舗のPR



辰野町  
辰野町地域公共交通会議

# 利用できるカード・利用券

## 利用者登録カード



## サービス利用券

町営バス川島線、飯沼線の回数券を購入する際に交付される「サービス利用券」です。

<イメージ図>

※ カードの有効期限はありません。(乗合タクシーを利用いただけなくなったら、自主的に返還していただく仕組みです)

# 協賛店舗の優待サービス

■ 優待サービスの分野は、「買物」、「飲食」、「宿泊」、「遊び」、「学び」など様々で、サービス内容は、協賛店舗がそれぞれ独自に設定します。

## 【サービスの例】

- 商品の5%割引
- 飲食代1,000円以上で100円引き
- ポイントカードのポイント2倍
- 優待券・抽選券の進呈
- ソフトドリンクをサービス  
など

## 協賛店舗・サービス内容の情報は・・・

➤ 店舗名、所在地、優待サービスの内容、営業時間、応援メッセージなど協賛店舗に関する情報は、広報たつの・パンフレット等でお知らせします。

資料6-2-1

# 運転免許自主返納者割引制度の 導入について

辰野町地域公共交通会議

(平成25年6月21日開催)

## 制度化の背景

- 長野県警では24年4月から「運転経歴証明書」の有効期限を撤廃することにより運転免許の自主返納を促進
- 19年には長野県タクシー協会が「運転経歴証明書」を持つ人を対象に10%の割引制度を導入
- 25年4月、乗合タクシーの運行開始により、全町的な公共交通網が整った

# 割引制度の概要

## ■対象者

運転免許の自主返納者であって「運転経歴証明書」の交付を受けた者

## ■手続き

町への申請手続きをおこなう

## ■割引内容

料金の50%に相当する額を割り引く

# 免許自主返納手続きの状況

(単位:人)

	免許自主返納者数	(うち、運転経歴 証明書交付者 数)
平成22年度	29	16
23年度	20	14
24年度	23	15

資料提供:伊那警察署交通課



# 対象事業

## 1. 町営バス 川島線、飯沼線

現行の割引制度（小学生・身体障害者）に準じて  
50%相当とする

## 2. 辰野町乗合タクシー

運賃	現 行	改 正
1回乗車 (定額制)	一般 300円 障がい者・小学生以下 150円	一般 150円 障がい者・小学生以下 は割引適用済み
回数券 (11枚綴り)	一般 3,000円 障がい者・小学生以下 1,500円	一般 1,500円 障がい者・小学生以下 は割引適用済み

# 導入効果

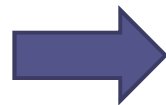
身体能力の衰えなどの理由に運転免許を自主的に返納させることで、高齢者の交通事故防止を図る

## 課題 田舎では免許返納は難しい・・・

- 農作業には欠かせない軽トラ運転
- 一人暮らし高齢者が多くなり行動範囲が極端に狭くなる
- 50、60代女性の免許保有率高く、今後は高齢者の保有率は上がっていく。それを見据えた公共交通システムを考える必要がある。

## 実施時期

1. 運行事業者との協議
  - H25年6月7日付で協議が整っている
2. 「辰野町町営バス設置条例」の改正手続き後に実施



9月議会上程予定

辰野町デマンド型乗合タクシー運行事業用自動車の併用について  
(協議)

平成 25 年 5 月 22 日付、辰野町乗合タクシー運行事業者からの標記許可申請について、本会議において協議する。

記

1. 協議の根拠通達

国土交通省通達（国自総第 3 2 2 号）にもとづき、地域公共交通会議における合意が整っていることを条件に、一般乗合旅客自動車運送事業（バス・乗合タクシー）と一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）間における車両の流用併用を認める。

国土交通省通達（国自総第 3 2 2 号） ※該当部分の抜粋

「一般乗合旅客自動車運送事業における事業用自動車の流用について」

旧法 2 1 条許可に係る運送について、改正後の 4 条の一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可を受けたとみなされる一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（バス・乗合タクシーなど）と一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（タクシーなど）と併用することを認める。

2. 対象車両

松本 5 0 0 あ 1 1 4      セダン型タクシー車両      1 台

3. 申請理由

辰野町乗合タクシー運行事業を受託する以前からのタクシー事業許可車両は 13 台であった。現在、その中の 1 台を乗合タクシー運行事業用の専用車両としているため、タクシー車両が恒常的に 1 台不足することとなり、稼働率が低下している。

現状のタクシー事業の実績では、これ以上のタクシー車両の増車許可が下りないため、乗合タクシー運行事業に支障のない範囲でタクシー事業との併用の許可を申請するものである。

4. 許可を認める範囲

次の範囲に限定して一般乗用旅客自動車運送事業（通常のタクシー事業）との併用を認める。

(1) 乗合タクシー運行事業を行わない日（土・日・祝祭日及び、年末年始）

(2) 運行日であって、契約時間以外の時間帯